

令和4年度 子どもの権利尊重条例に係る「子どもを虐待から守ることに関する施策（虐待防止施策）」の実施状況等

資料4

| 条例名 | 施策の基本事項（条例見出し） | 根拠条項 | 基本的施策 | 基本的施策内容 | R4年度 主な施策（取組）内容 | |
|------------------|-------------------|-------------------------|--|---|--|--|
| 子どもの権利尊重推進条例 | 基本理念の普及 | 第10条 第1項 | 1 基本理念の普及について | (1) 基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行う。 | <普及啓発> ・児童虐待防止に関する広報、講演等の実施 ・子どもの権利保障及び虐待防止に係る普及啓発の実施 | |
| | 虐待の未然防止 | 第12条 第1項 | 2 虐待の未然防止について | (1) 虐待を未然に防止するため、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、調査、相談その他の市町村が実施する切れ目のない支援について、助言その他必要な支援を行う。 | <研修等> ・市町村家庭相談業務担当職員等への研修の実施（4回） ・子ども虐待防止推進のため講演会等を実施（4回） ・児童虐待対応職員等法定義務研修（5日×2回） <市町村支援> ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた市町村への助言等支援（3拠点増） | |
| | 虐待の早期発見のための環境整備 | 第13条 | 第1項 | 3 虐待の早期発見のための環境整備について | (1) 虐待を早期に発見することができるよう、市町村及び関係団体等との緊密な連携協力を図る。 | <市町村等との連携協力の強化> ・要対協実務者会議の実施（2回） ・県警との人事交流及び虐待防止に関する協定の取組を実施 ・女性相談所との情報共有・連携強化 |
| | | | 第2項 | | (2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者の通告または虐待を受けた子どもからの相談が容易にできる環境及び体制を整備する。 | <児童相談所の相談体制の強化> ・児童福祉司及び児童心理司の増員（福祉司10名、心理司3名） <相談環境体制の整備> ・子ども虐待の通報や電話相談を24時間（休日を含む）受け付ける取組を実施 ・LINEを活用した子どもからの相談対応 |
| | 通告に係る対応及び保護者の協力義務 | 第14条 第1項 | 4 通告に係る対応及び体制の充実等について | (1) 児童相談所長は、通告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者その他の者に対し協力を求め、安全確認措置を講ずる。 | <通告を受ける体制の充実> ・受付相談専門員の追加配置の継続（各所1名→2名） | |
| | 通告に係る体制の充実等 | 第15条 第1項 | | (2) 通告を受けることができる体制の充実強化を図るための人材の確保その他の必要な措置を講ずる。 | <市町村等との連携協力の強化> ・要対協実務者会議の実施（2回） ・県警との人事交流及び虐待防止に関する協定の取組を実施 ・女性相談所との情報共有・連携強化 | |
| | 情報の共有 | 第16条 第1項 | 5 情報の共有について | (1) 虐待を未然に防止し、並びに早期に発見し、及び対応するため、市町村及び関係団体等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努める。 | <社会的養育環境の整備> ・里親の育成・指導等（研修の実施） ・里親に関する普及啓発及び相互交流の実施 ・心理療法職員等専門職員の配置及び訪問支援等 | |
| | 虐待を受けた子どもに対する措置等 | 第17条 | 第1項 | 6 虐待を受けた子どもに対する措置等について | (1) 虐待を受けた子どもが再び虐待を受けることなく、家庭又は家庭における養育環境と同様の養育環境若しくはできる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講ずる。 | <社会的養育環境の整備> ・里親の育成・指導等（研修の実施） ・里親に関する普及啓発及び相互交流の実施 ・心理療法職員等専門職員の配置及び訪問支援等 |
| | | | 第2項 | | (2) 里親に関する普及啓発や委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の養育環境の向上その他社会的養護の充実に努める。 | |
| | | | 第3項 | | (3) 虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援を行う。 | |
| 保護者に対する支援 | 第18条 第1項 | 7 保護者に対する支援について | (1) 虐待を行った保護者について、虐待の再発を防止するため、市町村又は関係団体等と連携し、当該保護者がその虐待を受けた子どもとともに豊かな家庭生活を享受することができるよう必要な支援を行う。 | <保護者支援> ・保護者に対してトリプルP（前向き子育てプログラム）を実施するとともに、児童相談所に嘱託医（精神科医）を配置し、保護者及び児童に対する指導カウンセリングを実施 <研修等> ・市町村家庭相談業務担当職員等への研修の実施（4回） | | |
| 子ども自ら行動するための支援 | 第19条 第1項 | 8 子ども自ら行動するための支援について | (1) 子どもが虐待から逃れるため自ら行動することができるよう、市町村及び関係団体等と連携し、子どもに対し情報提供及びその他必要な支援を行う。 | <相談環境体制の整備> ・子ども虐待の通報や電話相談を24時間（休日を含む）受け付ける体制を整備 ・LINEを活用した子どもからの相談対応 ・子どもの意見表明を支援する仕組みの構築を図るためモデル事業を実施 | | |
| 人材育成 | 第20条 | 第1項 | 9 人材の育成について | (1) 専門的な知識及び技術を有する職員を育成するとともに、児童相談所の運営体制を強化する。 | <児童相談所の相談体制の強化> ・児童福祉司及び児童心理司の増員（福祉司10名、心理司3名） | |
| | | 第2項 | | (2) 市町村及び関係団体等における人材の育成をするため、これらの者が専門的な知識及び技術を習得するための研修等を実施する。 | <研修等> ・市町村家庭相談業務担当職員等への研修の実施（4回） ・子ども虐待防止推進のため講演会等を実施（4回） ・児童虐待対応職員等法定義務研修（5日×2回） <市町村支援> ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた市町村への助言等支援（3拠点増） | |
| 要保護児童対策地域協議会への支援 | 第21条 第1項 | 10 要保護児童対策地域協議会への支援について | (1) 要保護児童対策地域協議会の運営が適切かつ円滑に行われるよう、必要な支援を行う。 | <要対協への支援> ・要対協実務者会議の開催等（2回） ・児童虐待対応職員等法定義務研修（5日×2回） | | |